



立夏の候 貴社におかれましては益々ご清栄のことと 心よりお慶び申し上げます。

建設業許可をお持ちの会社様で宅建業を兼業されている会社様もいらっしゃるかと存じます。
今回の知っトク建設業ニュースは宅建業の業者票の様式変更についてです。

宅建建物取引業（宅建業）を営む者は公衆から見える場所に業者票を掲示することが義務付けられております。令和7年4月1日の宅地建物取引業法の改正施行に伴い、その様式が変更となりました。これまでの様式の業者票を掲示されている事業所は業者票を差し替えていただく必要がございます。

令和7年4月1日からの宅地建物取引業者票様式

35 cm以上		
30 cm以上	宅 地 建 物 取 引 業 者 票	
	免 許 証 番 号	兵庫県知事（ ○ ） 第○○○○○○○号
	免 許 有 効 期 間	令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで
	商 号 又 は 名 称	株式会社○○○○○○○
	代 表 者 氏 名	宅建 太郎
	この事務所の代表者氏名	※追加 宅建 花子
	この事務所に置かれている 専任の宅地建物取引士の数	※追加 ○人 (宅地建物取引業に従事する者の数 ○人)
主たる事務所の所在地	兵庫県神戸市○○区○○○○町○-○-○ 電話番号 (○○○) ○○○-○○○○	

政令使用人を設置していない
本店の場合は代表者氏名を記載

※変更点※

専任の宅地建物取引士の氏名の記載がなくなり、人数の表記が追加になりました。
「この事務所の代表者氏名」欄が追加になりました。



まだ業者票の差し替えがお済みでない宅建業者様はお早めに差替えていただきますようお願いいたします。

ご不明点がございましたら
お気軽にご連絡ください

行政書士 こうべ元町事務所

行政書士 光森 司

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目3番8号

TEL : (078) 332-3911 FAX : (078) 332-3914

E-mail : kobe-m.office@x3.gmobb.jp